

自然災害による被災住宅本体への再建支援制度の確立を求める意見書

自然災害によって被災した住宅を再建することは、被災者個人の生活基盤回復のためだけでなく、地域コミュニティの維持やまち並み復興など「まちづくり」の観点からも重要である。1995年に発生した阪神・淡路大震災による被害の実態とその後の被災者の生活は、その重要性を認識させた。以来、全国各地で自然災害が発生するたびに、被災者や関係自治体・関係団体の間から、住宅再建支援制度の確立を求める声が強く上げられてきた。また、今年の台風による、風水害、河川の決壊による人々への被害は、甚大なものがある。さきの新潟、福井の被災者への全国からの救援、ボランティア活動は迅速であり、心温まるものであった。しかし「失われた家屋」はもとに戻ることはなく、途方に暮れているのが被災者の実態である。

2004年通常国会にて成立した被災者生活再建支援法の一部改正では、住宅本体への再建支援制度の創設は見送られ、「居住安定支援制度」の名のもとに、解体撤去費や家賃・借入金関係経費などいわゆる周辺経費に限定した制度創設にとどまっている。これでは被災者の住宅再建意欲が喚起されないばかりか、地域社会の復興に役立つ真の住宅再建支援制度とはなり得ない。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、被災者生活再建支援法を再び改正し、支援金の支給対象に被災住宅本体にかかる建築費・購入費・補修費等を含めるよう、強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成16年9月28日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男